

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和6年8月30日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、IP通信網サービス及びLAN型通信網サービスの契約者等に対して、NTT東日本のIP通信網及びLAN型通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク^{※1}を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するローカル5Gコア装置等のサーバ設備及び電気通信回線に接続されるローカル5G基地局等の情報通信機器等を用いた業務を営もうとするものである。具体的には、以下の役務を組み合わせて提供するとともに、公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定を行うものであり、既に活用業務の届出があった内容^{※2}を含めたものである。

- i) 当該ローカル5Gコア装置等のサーバ設備を用いた電気通信回線に接続されるローカル5G基地局等の情報通信機器等の設定・管理等の役務、またはローカル5G通信システムを用いて提供される電気通信役務の提供
- ii) 当該ローカル5Gコア装置等のサーバ設備、電話、メール若しくは訪問、またはそれらを組み合わせて、電気通信回線に接続されるローカル5G基地局等の情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの役務提供
- iii) 電気通信回線に接続されるローカル5G基地局等の情報通信機器等の販売またはレンタルの役務提供

なお、NTT東日本の業務区域^{※3}外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能にするために連携事業者^{※4}との合意に基づき、連携事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行うものであり、これ

らの役務提供及び料金設定は全国において行うこととしている。

- ※１ 総基事第１４号（平成１５年２月１９日）及び総基事第３９号（平成２０年２月２５日）で認可された申請において規定する「地域ＩＰ網」及び「次世代ネットワーク」とする。
- ※２ 令和４年２月１６日付け活用業務届出の内容
- ※３ 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）第２条第３項において規定する区域。以下同じ。
- ※４ ＮＴＴ東日本が本サービスの提供を行うにあたって、エリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために電気通信設備を相互接続する事業者。以下同じ。

また、必要に応じてＩＰ通信網サービス契約者及びＬＡＮ型通信網サービス契約者等に対して本サービスを提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という）にも上記の役務提供及び料金設定を行うこととしている。

２ 確認の内容

ＮＴＴ法第２条第６項において、ＮＴＴ東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）（以下「ＮＴＴ東西」という。）は、

- （１） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- （２） 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「ＮＴＴ東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成２３年１１月策定。以下「ガイドライン」という。）及び「ローカル５Ｇ導入に関するガイドライン」（令和元年１２月策定。以下「ローカル５Ｇガイドライン」という。）に則し、ＮＴＴ東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

３ 確認の結果

- （１） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、ＮＴＴ東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合

- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

N T T東日本は、本件活用業務を営むに当たって、I P通信網サービス契約者及びL A N型通信網サービス契約者等に対して、「1 届出の概要」に記載した業務を提供することとしている。本件活用業務に係る所要資金は、ローカル5 Gのコア設備等の投資やローカル5 G基地局への投資等 []を見込んでおり、内部資金でまかなうこととしている。

本件活用業務の実施規模及びN T T東日本の財務状況を踏まえれば、この規模の投資により、同社の財務を圧迫することは想定できず、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関して、N T T東日本は、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとしている。

さらに、職員についても、I P通信網サービス及びL A N型通信網サービスの提供に関する業務を行う組織に属する社員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、N T T東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのの程度

おそのの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、

①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、NTT東日本のIP通信網サービス契約者及びLAN型通信網サービス契約者等が本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、固定系ブロードバンドのユーザが本件サービスの主な対象になり得ると考えられる。

また、本件活用業務に関する競争状況は、活用業務の足回りとして利用されることが想定されるWANサービス（広域イーサネット）の市場の競争状況の影響を受けると考えられる。

また、足回りについては、インターネット接続回線を経由したものにも拡充されているが、当該インターネット接続回線は公募により調達したものであることを踏まえると、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、主には固定系ブロードバンド市場及びWANサービス市場における競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検討すべき地域電気通信市場として、これらを取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート」（令和6年8月30日。以下「報告書」という。）のデータによれば、固定系ブロードバンド市場におけるブロック別の令和6年3月末のNTT東日本

のシェア（卸電気通信役務によるものも含む。）を見ると、シェアが低い地域においても５０％を超えている。また、都道県別のＦＴＴＨ市場における令和６年３月末のＮＴＴ東日本のシェアを見ると、最低の都道県において約６０％（長野県）、最高の都道県では約８０％となっている（山形県）。

以上を踏まえれば、ＮＴＴ東日本は、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるものの、接続ルールや禁止行為規制等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規律が厳格に適用されている限りにおいて、市場支配力の行使は少なくとも現時点においては抑止可能な状態にあると評価できる。

また、報告書のデータによれば、ＷＡＮサービス市場における令和６年３月末のＮＴＴ系事業者のシェアの合計は６１．２％でありＮＴＴ系事業者が協調して市場支配力を行使しうる地位にあると考えられる。一方で、同市場においては、一定程度のシェアを有する競争事業者（ＫＤＤＩグループ：シェア１４．６％、ソフトバンク：１１．７％）が複数存在していること、本件活用業務の足回りとして想定している広域イーサネットサービスにおけるＮＴＴ系事業者のシェアは４４．６％である上に、競争事業者としてＫＤＤＩが３５．４％のシェアを有すること等を考慮すれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと考えられる。

そして、本件活用業務の提供のためにＮＴＴ東日本が構築又は調達するローカル５Ｇコア装置等のサーバ設備及びローカル５Ｇ基地局は、市販で調達可能なものであり、インターフェース条件は各種機器メーカーより既に開示されているが、他事業者から求めがあれば開示する考えであるとしているとともに、同社のＩＰ通信網及びＬＡＮ型通信網とは別個の設備であり、電話、メール若しくは訪問サポートサービスを含めて、同社のＩＰ通信網及びＬＡＮ型通信網固有の機能と一体的に提供するものではないとしている。このような業務形態に鑑みれば、競争事業者においても、市販のサーバ設備やローカル５Ｇ基地局を調達等することによって、同様の業務を営むことが可能である。

以上に鑑みれば、ＮＴＴ東日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、ＮＴＴ東日本が固定系ブロードバンド市場及びＷＡＮサービス市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、同社が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻

害するおそれもあると考えられる。このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と合わせてステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務の提供のためにNTT東日本が構築又は調達するローカル5Gコア装置等のサーバ設備及びローカル5G基地局は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のIP通信網及びLAN型通信網とは別個の設備であり、電話、メール若しくは訪問サポートサービスを含めて、同社のIP通信網及びLAN型通信網固有の機能と一体的に提供するものではないとしている。

他方、本件活用業務は、NTT東日本のNGN内に設置するサーバ設備を介して提供されるものであり、ボトルネック設備との関連性を有していると考えられることから、NGN及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請は高まることとなる。

これを踏まえ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路を用いて、ガイドラインに規定する他の市場支配的な電気通信事業者（NTT西日本）との相互接続を行っている、としている。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT東西の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難になる等、競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかについて、①、②の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目に関してNTT東日本が講ずることとしている措置

の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

次の項目①から⑦までに、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なローカル5Gコア装置等のサーバ等の通信機器やローカル5G基地局等の情報通信機器等を用いており、すでに市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、ルータ等の通信機器及び中継伝送路区間に係る伝送路、公募により調達したインターネット接続回線等を組み合わせて提供するものである。

また、本業務を提供するローカル5Gコア装置等のサーバ設備及び電気通信回線に接続されるローカル5G基地局は当社のIP通信網及びLAN型通信網とは別個に構築または調達するものであり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、ローカル5Gコア装置等のサーバ設備及びローカル5G基地局の公募調達において開示したインターフェース条件等を踏まえ、接続条件等について当該事業者との協議を行っていく考えである。なお、ローカル5Gコア装置等のサーバ設備及びローカル5G基地局は市販で調達可能な機器を用いており、インターフェース条件は各種機器メーカーより既に開示されているが、他事業者からの求めがあれば開示する考えである。

加えて、インターネット接続回線及び県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。また、IP通信網及びLAN型通信網については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

【総務省が行った確認の内容】

N T T 東日本が本件活用業務に用いるサーバ設備は市販で調達可能なもののほか、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとし、本件活用業務の提供に当たっては、同社のネットワークに固有の機能の利用を必須とはしないとしている。

また、N T T 東日本の I P 通信網及び L A N 型通信網については、既に接続約款において接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示しているとともに、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い同社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置を講じているとしている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えとしている。

したがって、この限りにおいては、競争事業者も本件業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ 1) ①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いるサーバ設備は、市販で調達可能なローカル5Gコア装置等のサーバ等の通信機器やローカル5G基地局等の情報通信機器等を用いて構築できるものであり、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いているものである。また、本業務は当社サーバ設備及びルータ等の通信機器並びに活用業務の認可及び届出(平成20年2月25日及び平成28年12月5日)において公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路に加え、必要に応じて、既存の当社のIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス並びに活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線等を組み合わせて対応するものであり、ローカル5Gコア装置等のサーバ設備及び電気通信回線に接続されるローカル5G基地局との接続条件については、インタフェース条件等を開示しているものである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

なお、本業務に用いるIP通信網及びLAN型通信網は、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、IP通信網サービス契約者及びLAN型通信網サービス契約者等のニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

【総務省が行った確認の内容】

本件活用業務は、市販で調達可能なサーバ設備を用いて提供するものであり、競争事業者も同様に市販で調達が可能なものであり、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとしている。そして、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、同社のネットワークに固有の機能の利用を必須とはしないとしている。

また、NTT東日本のIP通信網及びLAN型通信網については、接続に必要となるインターフェース条件を接続約款に規定済みであり、国際的な標準化動向等を踏まえ、サービス追加にあわせて、インターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していくとしている。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、ステップ1) ②に関し、NTT東日本のネットワークに固有の機能の利用を必須の前提としないこと等NTT東日本が届出書に記載していることとあわせ考えれば、他事業者が必要に応じサーバ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワークの情報の開示のための措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、市販で調達可能なローカル5Gコア装置等のサーバ等の通信機器やローカル5G基地局等の情報通信機器等を用いており、すでに市場で普及しているもののほか、他事業

者も同様に調達・開発が可能なものを用いているものである。また、本業務は当社サーバ設備及びルータ等の通信機器並びに活用業務の認可及び届出(平成20年2月25日及び平成28年12月5日)において公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路に加え、必要に応じて、既存の当社のIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス並びに活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線等を組み合わせて対応するものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

N T T東日本が届出書に記載しているとおり、同社が本件活用業務に用いるサーバ設備は市販で調達可能なものであり、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、N T T東日本が保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無い、としている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、競争事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努めるとしている。

したがって、現時点において新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【N T T東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては競争事業者が当社の当該業務と同様の業務を営む際に、同等の条件で利用できないこと又は当社が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの

通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和6年6月28日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i) 顧客情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が行った確認の内容】

N T T 東日本は、既往の措置に加え、電話の業務で取得した顧客情報や接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用したり、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用したりすることがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施することとし、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えとしている。

また、平成23年11月30日に施行された電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

加えて、本件業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

なお、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行うこととし、本業務の業務用バックホールとなるVPNについてもローカル5Gのコアサーバ利用数と、利用者向けに提供するサービスの利用数とを踏まえ費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、地域電気通信業務等その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なローカル5Gコア装置等のサーバ等の通信機器やローカル5G基地局等の情報通信機器等を用いて構築できるものであり、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと

考える。

加えて、既存の当社のIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス並びに活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)に係る県間伝送路を利用したIP通信網サービス及びLAN型通信網サービス、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務、活用業務の届出(平成20年2月25日及び平成28年12月5日)において公募により調達している中継伝送路区間に係る伝送路、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線等を組み合わせることで、他事業者も提供可能なものである。

また、ローカル5Gコア装置等のサーバ設備及び電気通信回線に接続されるローカル5G基地局については、公募調達において、インターフェース条件等を開示するとともに、本業務で用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件等の接続条件等を既に接続約款に規定済みである。当社としては、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えであり、本業務の実施にあたって、NTTグループ内の排他的連携などによって特定の電気通信事業者に対して不当に優先的・不利な状況が生じる取扱いはいしない考えである。

なお、本業務を営む上で、エリア外のエンドユーザとの通信を可能とするために、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行っているが、当該事業者とは別個の設備を構築しており、中継伝送路区間の接続は、当該サービスの提供において必要不可欠でない。今後において帯域拡張等の必要性が生じた場合には、更改を契機として新たに公募調達を行う考えであるとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。また各種確認用のチェックシートを作成し、二重チェックの上、契約審査専門部署により最終確認を行う考えである。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている全国MNO以外の他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、卸電気通信役務の提供等により営業面等での連携を行う場合においても競争事業者と同等の条件で行うこととし、実質的な公平性の確保に努める考えである。また各種確認用のチェックシートを作成し、二重チェックの上、契約審査専門部署により最終確認を行う考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、競争事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いることとして不可欠性はないとしている。

また、NTT東日本が構築又は調達するサーバ設備の接続条件については、サーバ設備の公募調達においてインタフェース条件等を開示し、IP通信網及びLAN型通信網については、接続に必要なインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、関連事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、公募により調達した中継伝送区間に係る伝送路により、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者（NTT西日本）との接続を行っているが、NTT東日本は、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、ステップ1) ①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されているものと認められる。

○ローカル5Gガイドラインに則った対応について

また、ガイドラインの確認と併せて、本業務の提供にあたっては、ローカル5Gガイドラインに則った対応を行うことが必要であり、同ガイドラインに規定する公正競争の確保との関係での対応を講じられているか否かについて検討する。

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の提供にあたっては、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に則った対応を行うこととし、同ガイドラインに規定する公正競争の確保との関係については、具体的には次のことに留意するものとする。

当社として、本業務の実施にあたって、NTTグループ内の排他的連携などによって特定の電気通信事業者に対して不当に優先的・不利な状況が生じる取扱いはしない考えである。

また、本業務の実施にあたって、全国MNO等から卸電気通信役務の提供を受ける、もしくは全国MNO等とローミングを行うなどの全国MNOとの連携は行わない考えである。なお、本業務の設備構成はSA構成であることから、一切の全国MNO等との連携については実際に生じないものである。

加えて、異なるローカル5Gサービスのエリア間において基地間のハンドオーバーを行う、もしくは異なるローカル5Gサービスのエリアを跨いだ継続的なサービス提供を行うなど実質的な移動通信サービスを提供するものとはしない考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、ローカル5Gガイドライ

ンに則った対応を行うこととしている。

具体的には、本業務の実施にあたって、NTTグループ内の排他的連携などによって特定の電気通信事業者に対して不当に優先的・不利な状況が生じる取扱いはしない考えであること、全国MNOとの連携は行わない考えであること、実質的な移動通信サービスを提供するものとはしない考えであることとしている。

なお、本業務の設備構成はSA構成であることから、一切の全国MNO等との連携については実際に生じないものと考えられる。

これらのことを遵守している限り、ローカル5Gガイドラインに則った対応が講じられていると考える。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)及び「ローカル5G導入に関するガイドライン」に則った各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、中継伝送区間の伝送路調達に係る募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内:公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、これらの措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。